	の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	β　次条第 7 項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

［新設］

8　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅲは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.266 0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N、0.1 × O 及び 0.1 × P に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅰ G ＝ 113.96 × ｛（n － m）／ m｝ ×（1 ／ 12）＋ 0.16 ｛（n － m）／ m｝ ×（1 ／ 12）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　平成 22 年から平成 24 年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、生産林業所得統計における林業産出額（平成 28 年以降は林業産出額における林業産出額）及び漁業生産額における漁業生産額の合計額をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） i　令和 4 年から令和 6 年までの各年における第一次産業産出額の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）